

学校以外の勤務経験や専門的知識を有する 外部人材の活用について

令和2年4月

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校以外の勤務経験や専門的知識を有する外部人材の活用の現状

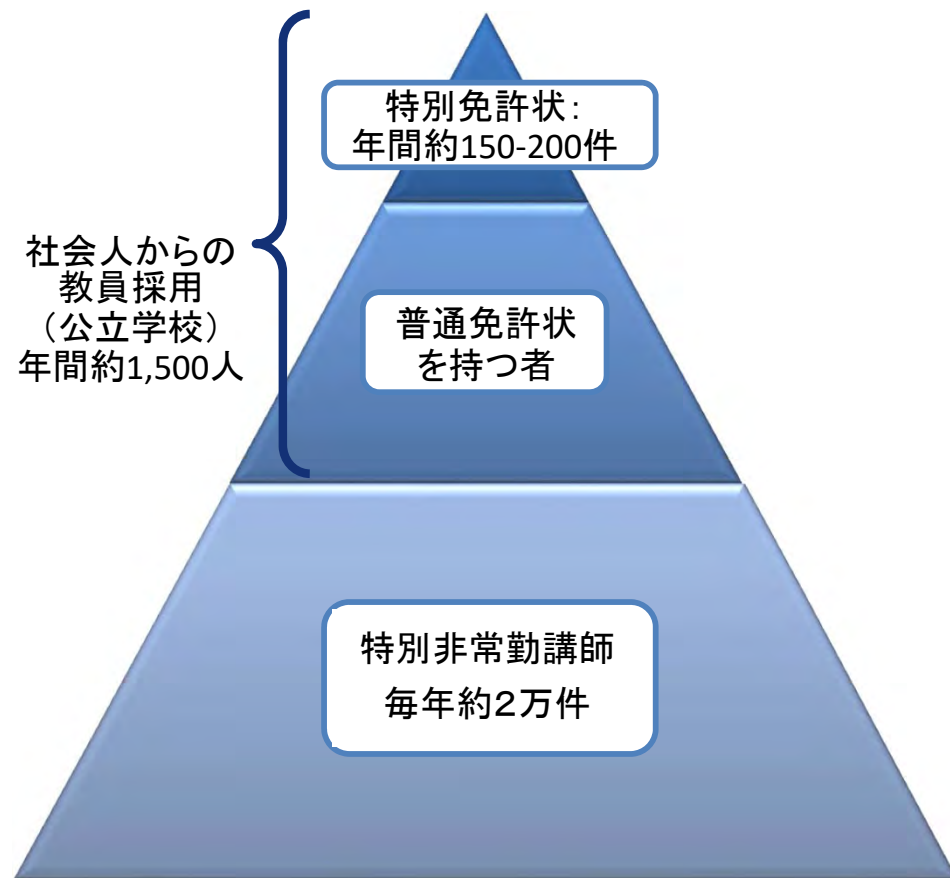
学校以外の勤務経験や専門知識を有した外部人材は、特別免許状の授与による採用以外にも学生時代に取得した普通免許状を活用し教員採用試験を受験する場合や、普通免許状や特別免許状のように教師として正規職員の採用の道だけではなく、例えば、特別非常勤講師制度を活用した兼業・副業等による外部人材活用も考えられる。

【特別免許状授与者の主な職歴】(平成29年度)

教科	件数	授与者の主な職歴
外国語(英語)	88件	ALT、外国人講師、通訳、英会話専門学校教員
看護	29件	看護師、保健師
自立活動	10件	看護師、作業療法士、理学療法士
工業	9件	電気工事士、自動車大学校教員、建築技師
理科	6件	研究員

【特別非常勤講師制度活用者の主な職歴】(平成29年度)

医学・看護 (医師、看護師等)	3,812	外国語(外国語会話を含む) (外国語講師、通訳、ネイティブスピーカー等)	3,349	家庭科 (調理師、栄養士等)	2,148		
芸術 (絵画、音楽教室講師等)	1,909	福祉 (介護福祉士、手話講師等)	1,282	伝統芸能 (和楽器奏者等)	795	競技スポーツ (スポーツ教室講師等)	646
情報 (パソコン講師、IT技術者等)	555	茶道・華道 (茶道家、華道家等)	540	書道・書写 (書道家・書道教室講師等)	537	製造現場体験 (建築業、デザイナー等)	423
異文化理解 (語学講師、海外出身者等)	414	野外体験活動 (農業、造園業従事者等)	398	伝統工芸 (陶芸家、文化教室講師等)	299	地域文化理解 (郷土史家、伝統芸能継承者等)	294
武道 (有段者、師範等)	120	道徳 (元プロスポーツ選手、動物園長等)	105	理容・美容 (専門学校講師等)	69	その他 (予備校・専門学校講師、NPO法人職員等)	2,659



※その他、免許状を有さず、特別非常勤講師制度を活用せず、教員とのチームティーチングで学校現場に参画しているケースも多い。

外部人材の活用に関する制度について

(特別免許状、特別非常勤講師制度、リカレント教育プログラム、教員資格認定試験)

特別免許状について

I 制度の目的・概要(昭和63年に創設)

教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者(都道府県教育委員会)の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。

II 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校における全教科(平成10年に対象教科を拡大)

特別支援学校における自立教科等(理療、理容、自立活動など)

III 授与手続・要件

【授与手続】

1. 任用しようとする者(市町村教育委員会、学校法人等)の推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)の合格
(合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取)

【授与要件】

1. 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
2. 社会的信望・熱意と識見
(平成14年に学士要件を撤廃)

特別非常勤講師制度について

I 制度の目的・概要(昭和63年に創設)

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担当させることができる。

II 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動(平成10年に対象教科を拡大)

III 登用手続

任命・雇用しようとする者から授与権者(都道府県教育委員会)への届出(平成10年に許可制から届出制に変更)

※届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に通知を発出

その他(リカレント教育プログラム、教員資格認定試験)

○ 就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム事業

- ・ 令和元年度補正予算により1.1億円を措置し、教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった者等を対象としたリカレント教育プログラム(学び直しのためのオンライン講座や授業観察・模擬授業等の講座)を開発し、受講者の学校現場への参画を支援

○ 教員資格認定試験

- ・ 大学等で教職課程を取らなかった者等が試験を受験し合格すると、小学校教諭や幼稚園教諭の2種免許状(短期大学士程度)等が授与される制度
- ・ 小学校教員資格認定試験については令和2年度から社会人等が受験しやすいように見直しを実施

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針(概要)

- 「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」は、全国で年間数十件程度の活用しか図られていなかった状況に鑑み、**国による目安を示すためのガイドライン**として平成26年に都道府県教育委員会に示されているものである。
- 当該指針を参考にして特別免許状の授与に係る**審査基準は、都道府県教育委員会毎に個別に定められている。**

【主な基準】(1、2及び3を満たすこと)

1. 教員としての資質の確認

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能(①又は②のいずれかに該当すること)。

① 学校(学校教育法第1条に規定する学校)又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

又は

② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(企業、外国にある教育施設等におけるもの)

【概ね3年以上】

(例)・企業等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**(推薦状や志願理由書により確認)

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により学校教育が効果的に実施されることを確認する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

【その他】

- (1) 各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うこと。
- (2) 勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案、実施すること。
- (3) 基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。
- (4) 特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること(2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする)。

外部人材の今後の活用方策について

現場の要望等

現状

今後の対応

経済同友会

- ✓ 指針の弾力化をしてほしい(例:勤務校における研修計画の実施を都道府県教育委員会が行うことや、学校ごとの2割の配置割合を緩和)

- ✓ 指針は国による目安を示すためのガイドラインとの位置づけ
- ✓ 学校法人等の推薦に基づき都道府県教育委員会が特別免許状を授与することとなり、勤務校の責任の下に研修を実施
- ✓ 学校教育の質の確保の観点から、学校勤務経験が3年以上ない者の配置割合は2割を上限としている

- ✓ 都道府県教育委員会や国公私立の学校の実態等を踏まえ、指針の適切な見直しを検討する

社会人

- ✓ いまの仕事は持ったまま学校で教えたいが、平日の昼間の毎週決まった時間に学校へ行けない

- ✓ 学校のICT化等に対応するために定期的に学校現場で活躍できる民間人材の活用がうまく図れていない

- ✓ 兼業・副業の積極的な活用(企業や経済団体による積極的な活用の促進)
- ✓ 学校以外の勤務経験を有する外部人材と学校や教育委員会をつなぐ仕組み作りの検討

教育委員会

- ✓ 短期で活用したい場合、普通免許状と同じ10年の有効期間で更新可能なものよりも期間が短い免許状の方が活用しやすい

- ✓ 平成10年及び平成14年の「規制緩和推進3か年計画」を受け、制度創設当初3年を下限とする有効期間を現在は普通免許状と同じ10年の有効期間で更新可能なものにしていく

- ✓ 有効期間の在り方を含めた特別免許状制度の改善の検討

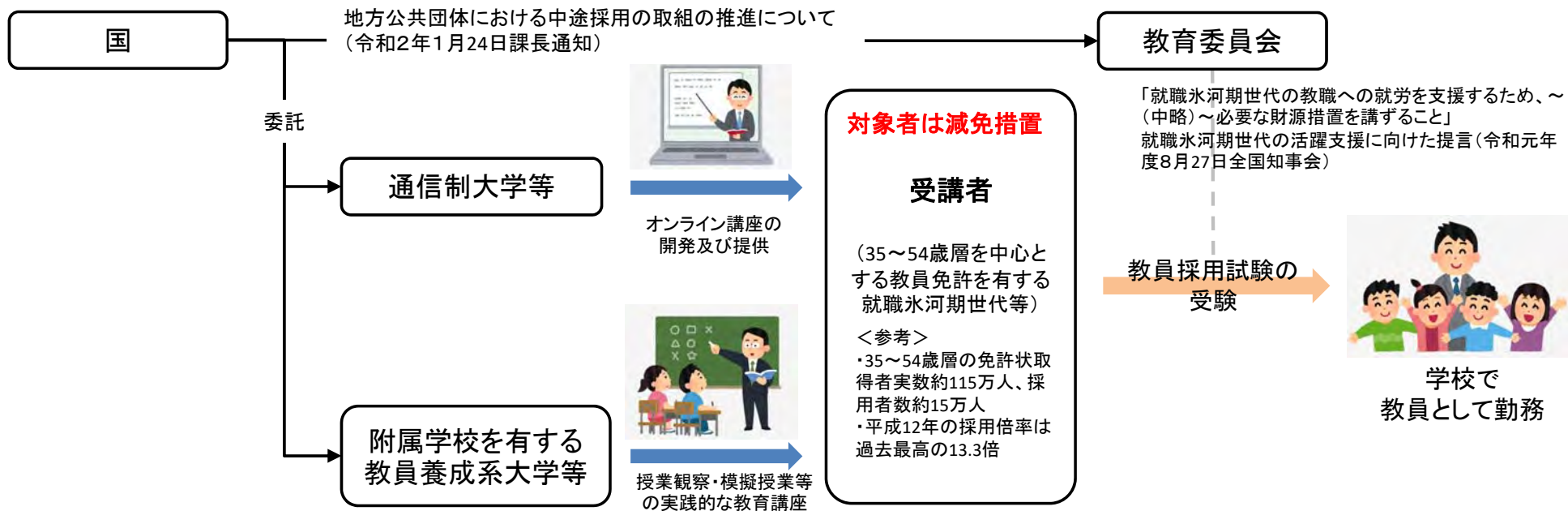
※茨城県教育委員会では、有効期間3年の臨時免許状を活用し、高度な専門性を持つ外部人材(プログラマー、ネイティブスピーカー等)を採用している。

參考資料

概要

就職氷河期世代は教員採用試験倍率が過去最高を記録し、免許状を取得したものの、採用に至らなかった者が約100万人いると推計される。このような教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった者等を対象としたリカレント教育プログラムを開発し、学校現場への参画を支援する。

具体的には、教員免許状を有するものの一度も教壇に立ったことがない者等を対象に、(1) 学び直しのためのオンライン講座の開発を行うとともに、(2) Society5.0時代の学校現場での最新の教育の実践経験を積めるよう、国立大学附属学校等を活用した授業観察・模擬授業等の講座を開講するための環境整備を行う。

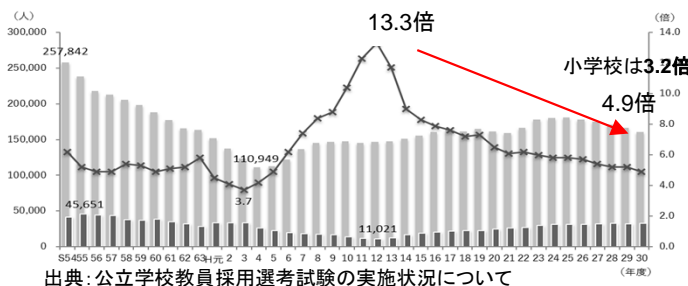


■ 公立学校教員のうち民間企業等勤務経験者の比率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
採用者全体	29,975	31,176	31,305	30,461	32,985
民間企業等勤務経験者	1,582	1,491	1,454	1,769	1,298
民間企業等勤務経験者の比率	5.3%	4.8%	4.6%	5.8%	3.9%

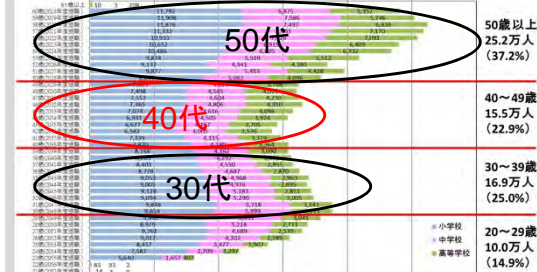
出典：公立学校教員採用選考試験の実施状況について
※民間企業等勤務経験者は、アルバイトを除く継続的な雇用に係る勤務経験のあった者

■ 公立学校教員の採用倍率



出典：公立学校教員採用選考試験の実施状況について

■ 公立学校教員の年齢構成



出典：2018年度学校教員統計調査

(参考) 令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直しについて

見直しの経緯と方向性

- 本試験は、社会人等の教員免許未取得者や、既に他の学校種の教員免許を有する者が活動の場を広げようとする場合に、小学校教諭二種免許取得の道を開く重要な仕組みであるが、近年、受験者の減少傾向が続いており、昭和48年の試験開始当初6,000人であった受験者は令和元年度で780人となっている。
- また平成29年度の行政事業レビューにおいて、社会人等に門戸を開く試験として一層の活用が進むよう見直しの必要性が指摘された。
- これらの状況を踏まえ、本試験の実施業務を担当する独立行政法人教職員支援機構において、大学教授等の専門家からなる調査研究プロジェクトチームを設け、チームと連携し検討を進めてきた。また令和元年7月及び令和2年1月には中央教育審議会教員養成部会においても検討を行った。検討を踏まえ、文部科学省において令和2年度試験の実施要領を決定し、3月頃に公表する予定。
- 見直しに当たり特に重視した点は、(ア)3次・計6日間にわたる試験の時間的負担等の軽減、(イ)知識・技能の確認より、教職への意欲や学校教育における活用能力の確認を重視すること、(ウ)台風等により試験が実施できなかった場合を想定し予備日を設けることである。

見直しの方針①(日程及び会場)

- 試験日程について、従来、第3次まで計6日間を要していた試験を第2次までの計3日間とし、試験日程についても待ち時間を短縮し、受験者の負担を軽減する。なお、最終合格発表は、各教育委員会の採用日程を考慮し、これまで通り1月下旬とする。
- 台風等の自然災害により試験が実施できない場合を想定し、予備日を設ける。
- 会場数については、受験者数及び予備日・会場の確保を考慮し、全国2会場とする。

試験日程と試験会場の変更点

(現行)

第1次試験(9月上旬) 2日間※

・全国6箇所の大学 ※土日の実施

第2次試験(10月中旬) 2日間※

・全国5箇所の大学 ※土日の実施

第3次試験(指導の実践に関する事項に係る試験)

(11月中旬～下旬)2日間※ ※平日の実施

・全国5か所の大学附属小学校

合格発表(1月下旬)

(見直し後)

第1次試験(9月中旬) 1日間※

第1次試験予備日(9月下旬) ※土日の実施

・全国2箇所(東日本と西日本を予定)

第2次試験(実践的指導力に関する試験)(11月下旬)2日間※

第2次試験予備日(実践的指導力に関する試験)(12月初旬)

・全国1箇所(茨城県つくば市教職員支援機構)

※土日の実施

合格発表(1月下旬)

日数を減らし、受験生の負担を軽減
(6日間から3日間)

自然災害時には試験の中止としていた
運用を改め、予備日を設定



見直しの方針②(試験内容・方法)

- 試験内容について、知識・技能の評価から、それらを具体的な授業場面に即して活用する力を評価する問題に転換する(択一式、論述式)。
- コミュニケーション能力や教員としての適性を、より実践に即した形で評価するため、従来の口述試験に代えて模擬授業及びグループ討議等を実施することとする。
- 筆記試験の実施方法を見直し、選択した教科以外の教科の試験が実施されていた間の待ち時間をなくし、受験者の負担を軽減する。

試験内容の変更点

